

令和3年（2021年）12月15日

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を 年内から一括10万円支給します

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、支援するため、臨時特別給付金を支給します。

大阪狭山市では、市議会からの要望も踏まえ、18歳以下の対象児童に**一人当たり10万円**（先行給付の5万円とクーポン相当分の5万円を合わせて現金で10万円）を支給します。

また、対象となる新生児については、国の事業では、令和4年3月31日生まれまでですが、**大阪狭山市独自の事業として、令和4年4月1日生まれの新生児も対象**とします。

1. 支給対象児童

①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童

【公務員以外は申請不要】

②9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

【申請必要】

③令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれの児童手当（特例給付を除く）支給対象の新生児

但し、大阪狭山市独自の事業として、令和4年4月1日生まれの新生児も対象

【申請必要】

2. 給付額

対象となる子ども1人につき、先行給付の5万円とクーポン相当分を合わせ、**現金で10万円を一括支給**

3. 支給開始日

①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童の保護者で、申請が不要な人には、12月27日（月）に児童手当受給口座に振り込み

②高校生等を養育している保護者へは、12月24日（金）以降、各家庭に案内と申請書等を送付

③新生児の保護者へも、12月16日（木）以降、個別で案内。

②と③の対象者のうち公務員については、申請の後、審査を経て1月中旬以降に随時、指定口座へ振り込みを予定